

家電リサイクル制度見直しに関するこれまでの議論について

先の7月17日の第10回会合でまとめられた「これまでの議論の中間的整理」を踏まえ、第11回～第13回の会合においては、以下の議題により各論の議論が行われた。この資料は、第11回～第13回会合における各論に関する議論を整理したものである。

なお、これら以外の総論的な論点としては別紙（P7）のものがある。

（最近の合同会合において議論された各論の課題）

- ・ 7月30日 第11回会合 小売業者の引取・引渡適正化の検討について
廃棄物処理法等に係る対策について
収集運搬システムの改善策（離島問題を含めて）について
- ・ 8月21日 第12回会合 廃家電の不法投棄対策について
再商品化料金及びコスト低減化・透明化について
- ・ 8月31日 第13回会合 品目追加について
小売業者の負担改善による効率的収集運搬の検討について

【制度施行後の現状認識】

使用済み家電の7割以上(テレビ以外は8割)が小売業者により回収されており、買換時の引取慣行を利用した回収体制は想定通り機能している。また、メーカーによるリサイクル実績は年々増加しており、家電リサイクル法は施行後、一定の成果を上げていると評価できる。一方、未だ約半数の排出家電がメーカーリサイクルルート以外で取り扱われている。

メーカープラントにおいては高度なリサイクルと適正処理が実施されており、リサイクルされるものについては、家電リサイクル法に基づくメーカーリサイクルルートを一層拡大する方向で施策を検討することが望ましい。ただし、メーカーリサイクルルート以外におけるリユース取引・資源輸出は、3R推進の観点から適切な場合には、認められるべきである。

【各論に係る基本的考え方】

社会費用を最小化しながら、高水準の廃棄物減量・資源有効利用を実現するため、家電リサイクル法によるメーカーリサイクルを、以下の基本的考え方に基づき、一層促進する施策を進めることが適当と考えられる。

- 1 消費者にとっての利便性・受容性・透明性向上を通じた適正排出の促進
- 2 消費者が排出した廃家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡の確保
- 3 不法投棄対策の強化
- 4 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保

【具体的対応策の方向性】

1. 消費者にとっての利便性・受容性・透明性向上を通じた適正排出の促進

(1) 消費者の小売業者等への排出利便性の向上

- ・国、市町村、小売業者は、料金について消費者に必要な情報を提供すること等により消費者理解の向上に努めるとともに、小売業者は、消費者による廃家電の適正な排出を確保するよう、一層円滑な引取に努めるべきではないか。
- ・小売業者が、リサイクルされる廃家電のみならず、リユース可能な排出家電についても引き取り、適正なリユースを促進していくことが、消費者の排出利便性向上の観点から望ましいのではないか。
- ・小売業者に引取義務が課せられていない廃家電（義務外品）について、消費者の排出利便性を高める観点から、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が義務外品の回収体制を構築し、その際、小売業者は消費者からの引取について市町村に協力すべきではないか。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要ではないか。

(2) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化等料金の低減化

- ・再商品化コストの低減競争の促進及び消費者の料金・制度に対する信頼確保を通じた廃家電の小売業者への適正排出促進の観点から、再商品化コストの内訳と実情が定期的に報告・公表されることが必要ではないか。

- ・法第4条の責務を踏まえ、メーカーは、管理費用の一層のコスト削減や環境配慮設計の一層の促進のための努力を行い、再商品化等料金の低減を実現していくことが必要ではないか。
- ・また、法第20条第3項において、再商品化等料金の設定については「排出者の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない」とされていることを踏まえ、メーカーは再商品化等料金の低減化について検討すべきではないか。特に、ブラウン管テレビについては持ち運びしやすく、アナログ放送終了に伴い今後大量排出が予想されることから、冷蔵庫については料金が比較的高いといった要因があることから、消費者の適正排出を妨げることがないように、料金の低減化について、再商品化コストの高低に関わらず、メーカーは検討すべきではないか。

(3) 小売業者の請求する収集運搬料金の消費者理解向上及び低減化

- ・消費者が支払う料金には、メーカーが請求する再商品化等料金と小売業者が請求する収集運搬料金の2種類がある。しかし、収集運搬料金については、消費者理解が不十分であるとの指摘があることから、小売業者のみならず、国、指定法人、消費者団体、自治体、メーカーは、協力して、消費者が廃家電を排出する際には、収集運搬料金を支払う必要があることについて普及啓発を行う必要があるのではないか。
- ・小売業者の中でも、数の多い中小事業者については、個々の収集運搬の効率化を図ることが容易でなく、消費者に対し量販店よりも高額の収集運搬料金を請求せざるを得ないとの指摘がある。中小小売業者間の効率的な収集運搬の実現に関して、メーカーを始め関係者が、中小小売業者と共に、引き続き検討を行っていくべきではないか。

2. 消費者が排出した廃家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡の確保

(1) 小売業者が引き取った廃家電の適正な引渡しの徹底

- ・消費者から引き取った廃家電の、メーカー以外への横流し等、大手家電量販店を含めた小売業者による法令違反事例が続発している。小売業者とその委託先収集運搬業者による引渡義務違反防止のためのチェック体制の強化として、リユース品としての引渡等の場合も含め、引渡先等のトレースをより幅広く行う

べきではないか。

- ・また、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保するためには、小売業者によるリサイクル・リユースの仕分け・引渡しについての指針等が必要ではないか。

(2) 小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性の改善

- ・メーカーは、地域の実情に応じながら、指定引取場所の A・B 両グループ共有化について早期に実現し、小売業者の収集運搬の負担軽減を図るべきではないか。
- ・指定引取場所の営業日拡大・受付時間延長など、メーカーの指定引取場所業務に関する柔軟な対応については、可能な限り全国の指定引取場所において促進し、小売業者の収集運搬の負担軽減を図るべきではないか。
- ・特に離島地域においては、海上輸送コストなど本土地域に存在しない特有のコストが存在することから、その不公平性を改善することが必要と考えられる。離島地域の自治体や小売業者が協力して島内に中間集積所を設置する等、地域コミュニティの自主努力による収集運搬の効率化が図られている場合には、その取組を一層促進するためにも、離島独特の物流コスト増加要因である離島～本土間の海上輸送コスト分について、メーカーを含む関係者間の協力が必要ではないか。

3. 不法投棄対策の強化

(1) 自治体による不法投棄対策の推進とメーカー等による協力・支援

- ・市町村は、義務外品回収体制の構築、廃家電の適正排出に係る普及啓発、監視パトロールの実施、不法投棄家電の早期撤去等の廃家電不法投棄未然防止対策に取り組むとともに、こうした不法投棄対策に積極的な市町村に対し、資金面も含め、メーカー等の関係者が協力することが必要ではないか。

(2) 消費者の小売業者への排出利便性の向上

(1.(1)に前掲のため省略)

(3) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化料金の低減化

(1 .(2) に前掲のため省略)

4 3 R 推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保

(1) 適正なリユースの促進

- ・ 3 R 政策上、優先されるべきリユースについては、その適正な促進を図る必要があることから、小売業者によるリサイクル・リユースの仕分け・引渡しについての指針等を策定するとともに、小売業者は、当該ガイドラインに基づき消費者からリユース引取を行い、そのリユース品引取基準について、消費者に適切に情報提供する必要があるのではないか。

(2) 廃棄物処理法やバーゼル法の厳正な運用

- ・ 家電リサイクル法ルート以外において事業者が廃家電の収集運搬・処分を行う場合にも、廃棄物処理法による規制の対象となるものであり、家電回収業者が不適正処理を行った場合など、廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処する必要があるのではないか。
- ・ 海外における環境汚染の防止の観点から、有害物質を含む使用済家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化、事前相談制度の充実や税関との連携強化などを通じた水際対策の強化、相手国との協力体制の推進を行うべきではないか。

5 . その他

(1) 品目拡大について

- ・ 今後急速な普及が見込まれる液晶テレビ・プラズマテレビ及び洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、市町村における処理困難性や小売業者による高い配送率等の現行法の要件を満たすため、対象とすべきではないか。ただし、液晶テレビ・プラズマテレビの再商品化率・料金の設定に当たっては、更に詳細な検討が必要ではないか。また、小型液晶テレビの扱いについて検討が必要ではないか。

(2) 再商品化率の在り方について

- ・メーカーの再商品化率については、法定義務率を大幅に上回る水準で概ね上昇しているが、メーカーのリサイクル技術向上による率上昇と、資源価格等の外的変動要因による率上昇が考えられる。
- ・効率的なリサイクル実施による費用低減化努力を促進する一方で、メーカーによるリサイクル技術向上競争促進につながるような、再商品化の法定義務率の設定が必要ではないか。
- ・一方、ブラウン管ガラスカレットについては、そのリサイクル材の国際需要が減少傾向にあり、他のガラス用途への転用も技術的に課題が大きい。したがって、引き続きメーカーにブラウン管ガラスカレットの再商品化に向けた販路開拓努力等を要請しつつ、ブラウン管ガラスカレットの再商品化の在り方について将来的に検討していくべきではないか。

(別紙)

家電リサイクル法見直しに係る総論的な論点

家電リサイクル制度の今後の在り方について

家電リサイクルに係る費用負担の在り方について

使用済家電のトレーサビリティ向上の可能性について